

## 川崎市発注工事の入札における開札後の疑義申立てについて

### 財政局資産管理部契約課

工事の設計の誤りについては、入札の公正を損なう恐れがあり、その事後処理について入札者、発注者の負担は大きく、結果として市民生活に与える影響も少なくありません。

本市は、発生する設計の誤りに対する対応を検討してまいりましたが、平成24年6月1日以降に発注する工事において設計の誤りが発生した場合の対応について、「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を定め、その手続きについては、次のとおりといたします。

#### 1 落札者決定の保留

疑義申立により、入札を中止する場合がありますので、開札後、予定価格の範囲内に有効な入札があることを確認後、ただちに落札決定は行わず、疑義申立期間中は入札手続きを保留します。

#### 2 保留通知の送付

入札の開札後、入札が成立していることを確認して、入札参加者（辞退者及び不参により入札しなかった者を除きます。）に、「保留通知」を送付します。

#### 3 疑義申立てについて

##### (1) 金額入り設計書の閲覧

入札参加者は、「保留通知」を送信した翌日から、工事担当課（入札公告又は指名通知に記載しています。）において金額入り設計書を閲覧することができます。閲覧する際には、「金額入り設計書閲覧請求書」と保留通知の写しを提出して閲覧してください。閲覧は1回30分を限度とします。ただし、他の入札参加者の閲覧を妨げない限りにおいて、再度閲覧することができます。なお、日を改めて閲覧する場合には、再度「金額入り設計書閲覧請求書」を提出していただきます。

また、金額入り設計書の複写、撮影、持ち出しはできません。

##### (2) 金額入り設計書を閲覧できる期間

「保留通知」を送付した翌日と翌日から起算して2日目：9時から17時まで（12時から13時までは除きます。）

##### (3) 疑義申立ての対象

金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義を対象とします。

##### (4) 疑義申立ての方法

疑義申立ては、「積算疑義申立書」と保留通知の写しを工事担当課に提出す

ることにより行ってください。

(5) 疑義申立てができる期間

ア「保留通知」を送付した翌日と翌日から起算して2日目：9時から17時まで

イ「保留通知」を送付した翌日から起算して3日目：9時から12時まで  
(各日、12時から13時までは除きます。)

ウ 期間を過ぎた申立ては受け付けません。

4 疑義申立期間終了後

(1) 疑義申立てがない場合

契約担当課は、落札候補者の最終的な入札参加資格の確認を行い、落札者を決定します。

(2) 疑義申立てがある場合

疑義申立ての内容を工事担当課で確認します。

ア 設計書に誤りがない場合

工事担当課は、開札日の翌日から5日目(市の休日を除く。)を目途に誤りがない旨を文書で回答します。

契約担当課は、契約手続きを再開します。

イ 設計書に誤りがあった場合

工事担当課と契約担当課は設計書の誤りの内容と対応について協議します。

誤りの内容により、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その入札を中止しなければ適切な契約とならいか否かについて判断をします。

(ア) 入札を中止しないとき

工事担当課は、開札日の翌日から5日目(市の休日を除く。)を目途に、申立てに対して文書で回答します。

その後、契約担当課は入札契約手続きを再開します。

(イ) 入札を中止するとき

工事担当課は、開札日の翌日から5日目(市の休日を除く。)を目途に、申立てに文書で回答します。

その後、契約担当課は、入札を中止する手続きを行い、入札参加者全員に入札を中止する通知をお送りします。

5 設計図書類購入について

入札参加資格に設計図書類の購入を義務付けている一般競争入札において、市の責により入札を中止する場合は、設計図書類の購入費を市が負担します。この場合は、別途市からご連絡します。

土木契約係・建築契約係 担当

電話 044-200-2098・2100

## 工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ての対象となる入札は、本市が発注する工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）とする。

2 申立ての対象となる疑義は、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

3 第1項による入札の開札後、市は落札決定を保留し、入札をした者（当該入札の参加資格通知を受けた者のうち、入札を辞退した者及び入札を行わなかった者を除く。）に対し、保留通知を送信（電子メールアドレスを持たない者にはファクシミリで送信）する。

(申立て手続)

第3条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、保留通知を送信した日（「保留通知日」という。以下同じ。）の翌日から、これを申し立てることができる。

2 前項に規定する申立ては、保留通知日の翌日から起算して3日目の正午までに積算疑義申立書（第1号様式）を工事担当課長（公告又は指名通知に記載された工事担当課の長をいう。以下同じ。）に提出することにより行う。

3 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うにあたり、保留通知日の翌日から起算して2日目の17時までの間に金額入り設計書を閲覧することができる。

4 前項に規定する閲覧を行うには、金額入り設計書閲覧請求書（第2号様式）を工事担当課長に提出しなければならない。

5 入札参加者は、第2項及び前項の提出にあつては、当該入札の保留通知の写しを添付しなければならない。

6 第1項から第3項に規定する期日及び期間は、川崎市の休日を定める条例

(平成元年6月19日条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除いて定めるものとする。

(申立ての回答)

第4条 積算疑義の申立てがあったときは、工事担当課長は積算内容を確認し、当該入札に係る落札者の決定又は入札の取消しの前までに、当該申立てに対する回答を書面により行うものとする。

(申立て結果の取扱い)

第5条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条の回答に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがない場合は、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、それ以外のときは入札事務を続行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の規定は、一般競争入札については施行日以降に公告する入札から、指名競争入札については施行日以降に指名通知する入札から適用する。

第1号様式(第3条第2項)

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

担当者名及び連絡先

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 保留通知日
- 4 申立て内容及び理由

※ 当該申立て書の提出にあつては当該入札の保留通知の写しを添付してください。

※ 申立て内容は、具体的に記載してください。

第2号様式（第3条第4項）

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名及び連絡先

㊟

### 金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 保留通知日

※ 当該請求書の提出にあつては当該入札の保留通知の写しを添付してください。